⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 14 : 00　27 February 2017 (tenders brought or submitted by mail : 14 : 00　27 February 2017)

⑹　Contact point for tender documentation : Masao Kurashina, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 5―57 Kitanakadori, Naka-ku, Yokohama-city, Kanagawa-pref 231―8436 Japan TEL 045―211―7413

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 28 年 11 月 25 日

支出負担行為担当官

北陸地方整備局次長　長田　　信

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

○第７号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　福井港海岸（福井地区）護岸（改良）地盤改良工事（その２）

⑶　工事場所　坂井市三国町米納津地先

⑷　工事内容　本工事は、福井港海岸（福井地区）護岸（改良）の撤去・復旧工、鋼矢板工、止水工及び地盤改良工を施工するものである。

⑸　工期　平成29年12月21日まで

⑹　本工事は、入札説明書等について、インターネットを介して配付を行う試行工事である。

⑺　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う。

ただし、平成28年12月29日から平成29年１月18日までの間は電子入札システム停止のため、電子入札システムを利用することができないことに留意すること。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑻　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を義務づける工事である。

⑼　本工事は、本工事の競争参加資格申請書及び資料の提出者（以下、申請者という。）に対し見積参考資料を開示する試行工事である。

⑽　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑾　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。

⑿　本工事は、情報ネットワークを活用した受発注者間の情報の電子化、共有化、承諾経路の自動化と電子納品を実施する。

⒀　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱の対象工事である。なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約となった場合は除く。

⒁　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体、又は単体有資格者であること。

なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けること。

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　平成27・28年度の北陸地方整備局（港湾空港関係）における「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること。

⑶　北陸地方整備局（港湾空港関係）における「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局次長（港湾空港関係）が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した「港湾土木工事」における客観点数が1,150点以上であること。）。なお、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、上記の客観点数を950点以上とする。

⑷　平成13年４月１日から本工事の公告日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、以下に掲げる同種工事の実績を有すること（特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者については、共同企業体の代表者または単体としての実績に限る。特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、共同企業体の構成員として出資比率が20％以上の実績であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。同種工事とは、以下のとおり。

①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者「海岸又は港湾の施設において薬液注入工法による地盤改良工を施工した工事」

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員「海岸又は港湾の施設において固結工による地盤改良工を施工した工事」ただし、②の固結工は薬液注入、粉体噴射撹拌、高圧噴射撹拌、スラリー撹拌又は消石灰パイル等とする。

なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　技術提案に対する技術的所見が適正であること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、平成13年４月１日から本工事の公告日までに、以下に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成13年４月１日から本工事の公告日までに、以下に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。同種工事とは、以下のとおり。

①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者「海岸又は港湾の施設において薬液注入工法による地盤改良工を施工した工事」

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員「海岸又は港湾の施設において固結工による地盤改良工を施工した工事」ただし、②の固結工は薬液注入、粉体噴射撹拌、高圧噴射撹拌、スラリー撹拌又は消石灰パイル等とする。

なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、請負工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

④　専門技術力が適正であること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に北陸地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑻　北陸地方整備局（港湾空港関係）が発注した港湾土木工事のうち、平成26年度、27年度に完成した工事がある場合においては、当該工事に係る請負工事成績評定点の平均点が65点以上であること。